

平成 26 年 11 月 5 日

◎土森委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

御報告いたします。横山委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の届け出があつております。

本日の委員会は、昨日に引き続きまして、「平成 25 年度一般会計及び特別会計の決算審査について」であります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土森委員長 御異議ないものと認めます。

#### 《教育委員会》

◎土森委員長 それでは、本日は教育委員会を行います。

初めに、教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎土森委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

#### 〈教育政策課〉

◎土森委員長 最初に、教育政策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎西内(隆)委員 地域教育振興支援事業費補助金の説明があつたと思うんですけども、どういう取り組みがあるか御紹介をお願いします。

◎有澤教育政策課長 地域、市町村、それぞれ教育課題がございます。県でいえば、知徳体、そういう学力、体力とか、児童生徒事情の諸問題といったものに、地域でさまざまに工夫を凝らして取り組みをしているところです。具体的には学力の面では、例えば、学力支援員等を配置するとかいった事業をかなりの市町村で実施しているところです。

◎西内(隆)委員 その事業結果の成果報告なども、単年度ごとにきちんと上がってきているという理解でいいですか。

◎有澤教育政策課長 具体的に進捗管理をきちんとやっている事業でして、ほかの市町村に参考にしていただきたいということで、年度末には成果資料集を取りまとめた上で配布なども行っているところです。

◎金子委員 「教育センター管理運営費」の中の、教員基本研修費と教育専門研修費についてお伺いします。これの大体の参加人数とその研修の成果、評価をどういう形でされているのかについてお伺いします。

◎有澤教育政策課長 研修の参加人数につきましては、全体の数字を御紹介させていただきたいと思いますが、平成 25 年度で延べ 1 万 5,000 人です。実人員ですと、8,500 人です。その成果につきましては、当然その研修成果を学校に持ち帰っていただいて、それを児童生徒の指導などに生かしていただく。これが非常に基本だと思います。研修の内容につきましては、研修後に参加していただいた職員に必ずアンケートをとりまして、研修内容がどうだったか、それを次年度の研修の改善などにも生かしていく。そういう形で進めさせていただいているところです。

◎池脇委員 教育振興費ですけれども、教育振興基本計画を市町村にしっかり推進していただくための費用なわけですから、進捗状況については委員会として、市町村に対して丁寧な後押しをされているようで成果が上がってきていると思うんですけれども、現段階で課題はどのような点があるのか。

◎有澤教育政策課長 県の教育振興基本計画に基づきまして、平成 24 年度から平成 27 年度まで、計画をどのように達成していくか、計画をどのように推進していくかという点で、重点プランをつくっております。そこには教育長の総括説明でもありましたけれども、知徳体、それぞれの目標を掲げた上で、その達成に向けて教育委員会を挙げて取り組みを進めているところです。知徳体、それぞれ課題がまだございまして、さらなる取り組みを進めていかなければならないと考えておるところです。市町村にもベクトルを合わせていただいて取り組みを進めていただいている。県は教育振興基本計画を既につくっておりますけれども、市町村におきましても、それぞれの地域に応じた教育振興基本計画を、今年度一部ずれた市町村もございましたけれども、今現在で申し上げますと、34 市町村がすべて教育振興基本計画を定めまして、そこに定めた目標とその実現に向けまして、市町村も取り組みを進めているところだと認識しているところです。

◎池脇委員 それはよくわかるんです。その上で、各市町村においても自己検証をきちっと求めているわけで、その評価ですね。平成 25 年度の評価はどうであったのかということ踏まえて。

◎有澤教育政策課長 実は、市町村の教育振興基本計画は平成 25 年度末でほとんどのところがつくったということがございます。もちろん、早くつくられたところもあるかと思いますが、34 市町村の足並みがそろってきたのはこの平成 25 年度末です。その成果、進捗状況につきましては、先ほど御説明した地域教育振興支援事業費補助金で、教育振興基本計画に各市町村がそれぞれ目標を定めたもの、その目標の達成のために資する事業を実施していただくことになっておりまして、その事業を進めていく中で、市町村の目標の達成度合いがどうなっているかというところは、私どもも市町村と協議をしながら進めているところです。

◎池脇委員 地域アクションプランも出させていただいて、そこに人的あるいは財政的に

支援をされているわけですがけれども、成果となる教育実践の取り組み、あるいは県全体にそれを波及させていけるモデル的な事例ができていると思うんですけども、何か御紹介していただけますか。

◎有澤教育政策課長 モデル的かどうかは見る人によってさまざま異なる部分があるかと思いますが、私どもが平成 25 年度の事業で特徴があつておもしろいなと思つたのが、市町村独自で小学校の社会科の副読本をつくりましょうと。その副読本というのは、子供たちの日常のその地域での活動、あるいは子供たちが地域について調べたことを独自にまとめた副読本になっております。その副読本を使って授業を行うわけですが、その結果として、例えば自分の住んでいるところが好きと答えた子供が、完成前は例えば 94.1%であったのが、完成後には 98.6%になったとか、身近な人やさまざまな分野で活躍している人の姿から学ぼうとしていることに肯定的に答えた子供が、完成前は 76.1%であったものが、完成後 83.6%と、それぞれそういう伸び方をしてきた。具体的に成果としてあらわれてきているのではないか。こういった取り組みは非常に特徴的な取り組みとして私ども評価をさせていただいているところです。こういった取り組みを県内すべてに広げていければという思いで取り組んでいるところです。

◎塚地委員 教科研究センターが開設されて、意欲的な先生方が活用してくださっているということですが、ことし総務委員会であちこち伺ったときに、印刷物の枚数の規制とかがあつたりして、そこらあたりもう少し充実してくださったらというお声も聞いたんですけど、例えば平成 25 年度の決算の中で、どういう活用状況で、平成 26 年度予算で一定ふやすことになったのかどうかとか、そこらあたりを教えてもらえないですか。

◎有澤教育政策課長 教科研究センターの印刷物は、もう少し枚数をというお話は 5 月の総務委員会出先機関業務概要調査の西部教育事務所でお話があつたかと思つています。その後、所管は教育センターということで、そこら辺の実態ですとか、平成 27 年度の予算編成がこれからですが、教職員が使い勝手のよいセンターにならなければいけないと考えておりまして、それぞれの実態に合わせて柔軟に対応していくように、センターの所長とも話をしているところです。

◎塚地委員 わかりました。ない袖は振れないかもしれないので、必要な予算措置をぜひお願いしておきたいと思つています。

◎有澤教育政策課長 予算措置は十分使っていただけるものにしていきたいと思つております。

◎土森委員長 ほかにありませんね。

(な し)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

## 〈教職員・福利課〉

◎土森委員長 次に、教職員・福利課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 最初に、決算特別委員会の意見に対しての措置の説明がございましたが、教職員・福利課ですから、基本的には教職員のメンタルケアの充実の措置をとる内容であったと思います。ただ、この意見の前半の部分が教育活動に専念できる学校環境を実現させるためですから、単にメンタル面だけではないと思うんです。教職員のさまざまな業務の整理整頓も含まれるのではないかなと思うんです。小中高と先生方の公務内容が違いますので、そういうところを具体的に整理された上で、メンタル面のケアという具体性があればもっとわかりやすいかなと思ったんですけど、その点はいかがですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 池脇委員のおっしゃるとおりです。多忙化の話なんかと関連するかとは思いますが。それにつきましては、従前から、少人数学級の推進を図ったりとか、あと、個々には先ほど申しましたリーフレットをつくり啓発を行ったりとかですね。あと相談相手という部分で、私どもの事業でありますスクールカウンセラーの利用とか、それから調査ものなんかについてもできるだけ縮減を図っていくということで、調査・照会に関するガイドラインをつくったりという取り組みはさせていただいているところです。

◎池脇委員 教職員が安心して教育活動に専念できると。その教育活動をきちっと明確にしないといけません。ですから、そういう環境をとるということですから、メンタル面も重要な環境の一つですけれども、小中高でそれぞれ教職員の教育活動の主軸になる部分が違うと思うんです。そのあたりもきめ細かい形で。これは教職員・福利課だけの問題ではないと思うんですけれども、連携をとっていただいで専念できる学校環境の実現を。永遠の課題かもしれませんが、ぜひ教職員・福利課からもこの1回の措置だけでなく、しっかり注視していただいで、年々改善を図るように御努力をいただきたいと思います。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 地道に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

◎金子委員 一般管理費の退職手当は、臨時教員でしたか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 臨時教員も含めて、正職員もで千何名の数です。

◎金子委員 臨時教員は例年どれくらい人数がおいでですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 昨年度は759名でした。例年700名とか800名くらいです。

◎金子委員 臨時教員は、非常に意識が高くて教育に熱心で、それから比較的若い年代ということで、児童生徒にも非常に信頼があって必死にやっている先生が大部分です。その中で、例えば2年目、3年目、4年目となる臨時教員の給与と申しますか、報酬は単価は

一緒ですか。1年目でも3年目でも。

◎**彼末参事兼教職員・福利課長** 期限つき講師の臨時教員につきましては、正職員と同じように給与条例を適応することにしては、1年目、2年目、3年目で新しい採用にはなりますが、前歴を計算しますので、給料は上がってまいります。ただし、定期昇給という意味ではないです。

◎**金子委員** 先生の熱意をさらに高めていただくということで、すばらしい取り組みだと思えます。

◎**塚地委員** 今と少し関連すると思うんですけど、この間、本会議でも予算委員会でもたびたび臨時教員の処遇改善を少しでも前進を図ろうということで、空白期間の短縮という問題で、特に、3月31日もしくは4月1日。どちらかは着任している状態をぜひともつくってほしいと、せめてもの願いじゃないかなと思うんですけど、その検討状況はどういう段階ですか。

◎**彼末参事兼教職員・福利課長** 確かに、9月の予算委員会で教育長に御質問がございまして、いろいろな面を考慮して検討していくということで、具体には平成27年度の予算、当然予算が必要なものですので、そういう面も含めて、当課だけではなくて、人事主管課とかそういうところも含めて、鋭意検討を進めておるところです。

◎**塚地委員** 本当に最低限の改善かなと思います。優秀な人材の皆さんが本当に劣悪な労働実態で頑張ってくださいますので、そこはぜひ実現を図るようお願いしておきたいと思えます。

◎**田村委員** 指摘の分もありますけれど、職員に対するケアをするための臨床心理士。それから、いじめとかいろんな子供さんの分ですね。そうした臨床心理士というか、セラピーの育成は地道に取り組むと書いてありますけれども、具体的にそういうものはもう取り組んでいるか。

それともう一つは、現場とどういう形で連絡して、どのように具体的に取り組んでおられるか、そこを聞きたいですが。

◎**彼末参事兼教職員・福利課長** 説明が悪かったと思うんですが、私どもが臨床心理士の育成をしているということではなく、そういう方を委嘱して、県立学校に派遣しまして、そこで研修会を開いていただく取り組みはしています。研修に来ていただくのではなく、こちらが出向いて行くというやり方をしているところです。

◎**田村委員** いずれにしても、臨床心理士、セラピーをふやしていく、充実をしていかないといけないわけです。そこはもう少し踏み込んでやっていかないといけないと思うんですが、そこらあたりはどういうふうにやられるのか。

◎**有澤教育政策課長** 臨床心理士の育成につきましては、教育政策課で所管をしております研修事業の中で、毎年、鳴門教育大学大学院の臨床心理士養成コースに派遣をしている

ところです。ただ、臨床心理士の資格を取れるかどうかはその研修をしていただいた各教員が受験をしていただくことになります。そういう意味で、教員の中で臨床心理士を養成する取り組みは進めているところです。

◎田村委員 あれは、まだ国家資格にはなってないですね。

◎赤間人権教育課長 臨床心理士の資格につきましては、いまだ民間資格です。国家資格にはなっていません。

◎田村委員 最後。いずれにしても、対象者が、職員にも子供さんにも対応していくこと、それから南海地震関連への対応とかふえてくると思うんです。だから、後追いでやらずに、ぜひとも最初の振興事業も、各市町村にもそういう体制がとりやすい形のバックアップ、支援というか、それをやっていくことの基本的な安心した姿勢を県としては総合的に進めていっていただきたいなと思います。個々ではなくて対応したい人たちに対応できるように、ぜひ全体的に取り組んでいただきたいなと思います。そこらあたりの方向というか、決意を。

◎田村教育長 国のほうもスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー、そういう学校をサポートする人材の重要性は認識しておりまして、概算要求の中でも増員要求が出ております。そういう形で財源面で確保していく話と、お話の中にあつた人材を確保していく両面あると思います。今、スクールカウンセラーをお願いしている方々は病院で働いていたり業務をやりながら来ていただく方が結構多いところもあって、なかなか時間が十分割けないとかいう問題もございます。国のほうでもスクールカウンセラーの待遇面についてもいろいろ検討していただいているようですので、一方で、大学でそういった養成をしていただいていると思うんですけれども、きちんと高知県で働いていただける環境づくりについては、我々県自身も考えますし、国に対しても訴えていきたいと思っております。

◎土森委員長 有澤課長、せっかく大学へ送るわけですから、取れるか取れないかわからないと言わないで、取るようにしっかりやらしてもらわないといけません。もう一度決意をお聞きしましょう。

◎有澤教育政策課長 非常にハードルの高い資格ということも一方で聞いております。ただ、私ども公費を使って2年間、その勉強をしていただくわけですので、しっかりと勉強をしていただいて臨床心理士の資格取得を是が非でもやっていただくつもりで、行かれる教員の方には十分に話をしながら事業効果を高めていきたいと考えております。

◎土森委員長 取れる能力のある先生を送りなさい。

◎有澤教育政策課長 人選も十分にきちんと見据えた上で、やらせていただきたいと思えます。

◎池脇委員 ハラスメント対策相談業務委託料の不用額が非常に多いですね。これは随意

契約になっているんですけども、契約はどういう内容になっているんですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 まず、不用額の御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、先ほど御説明した平成25年度から行政管理課でやっているものに加わったところですよ。教育委員会で独自で始めるという予算見積もりでしたが、行政管理課と一緒にやったことで、人数割りでよくなった関係で不用額が出たということです。仕組みとしては総務部で御説明させていただいている相談業務と全く変わりはありません。その県立学校と県教育委員会事務局の分です。

◎池脇委員 平成26年度も20万円ぐらいの予算額になっているんですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 予算額は19万円程度です。

◎土森委員長 1点、教職員住宅。管理費も出ていますけれど、戸数は県下でどれくらいあるんですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 現在、500戸程度ございます。

◎土森委員長 それに全部入っているか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 入居率は70%台です。

◎土森委員長 何で教職員住宅があるかといったら、そこで教員として地域の皆さんと一緒に生活をし、そして教育を高めていく。最近、地域ということを随分言われますよね。そういう意識を持って教職員としての仕事をしていく、これは大事な生活の拠点ですから、そういう方向で。何で70%ですか。

◎彼末参事兼教職員・福利課長 委員長が言われるように、教育の面からいけば、地元に住むことは大事なことだと思います。それと、最近、南海地震とかの関係で、危機管理の上からも、それから台風時の避難施設にもなっていますので、地域に居住することであれば一番いいかとは思いますが、ただ、なかなか難しい問題もございしますが、個々の職員が通勤をしていることもございます。ただ管理職、県立学校の教職員住宅がございしますので、校長なり教頭なりは、校長公舎がないところもございしますが、それぞれ別の住宅に入っていたり、そういう面でやっております。

それで、入居率が低いのは、高知市内の周辺が高くて、東部の室戸の辺とか幡多のほうとかになりますと入居率が余計落ちるのが実態です。やはり地元の方なんかは通っているとか、室戸市であれば安芸市から通うとか、幡多のほうですと、人数的には私も把握していませんが、地元の教員の方がいて、土佐清水市とか宿毛市にも通える状況にあるのではないかと考えております。

◎土森委員長 いろんな事情があるにしても、何のために教職員住宅があるかということ考えたほうがいい。目的が達成できる使い方をしないといけないと思います。

質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

## 〈学校安全対策課〉

◎土森委員長 次に、学校安全対策課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 2点お聞きしたいです。1つは「教育の森」ですけれども、毎年、補助金も出されているわけです。実際、どのような活用を今されてきているのかということですが、その点いかがですか。

◎沢近学校安全対策課長 「教育の森」は昭和40年台から契約をしまして、契約そのものは平成の初期に終わっております。活用につきましても、平成19年度までは各学校が伐採等をしておりましたが、現在、大変木が大きくなりまして、高校生による山の手入れという段階を過ぎていきますので、現時点では活用はございませんが、それまでに教育現場で活用もさせていただく中で、現在は契約に基づく費用負担を行っている状況です。

◎池脇委員 今後、この「教育の森」はどのような位置づけになるんですか。

◎沢近学校安全対策課長 順次、伐採期が近づいてまいりますので、伐採をしてその収入の一部を教育事業に充てる計画でしたが、残念ながら木材価格が長期低迷をしておりますので、収入そのものも大変厳しい状況ですが、順次売っていく中で何がしかの収入はあるとは考えています。

◎池脇委員 あと、防災キャンプ推進事業委託ですが、この年は香美市、高知市、佐川町、四万十町で随意契約をされて事業を行われているんですが、具体的にはどのようなキャンプ内容の事業を行われたんでしょうか。

◎沢近学校安全対策課長 キャンプ場の中には浸水域もあって、現実には学校で被災した場合にキャンプができないところもございしますが、被災時を想定した宿泊キャンプを父兄あるいは住民の方と行いながら、その間に防災教育をあわせて行う形で市町村の行う事業に委託で実施をしています。

◎金子委員 文教施設等災害復旧事業費ですね。入札不調で平成26年度へ繰り越したという御説明だったと思いますけれども、平成26年度の中ではもう事業は完成していますか。それと、この不用額と繰越額の説明ですね。不用額が750万円ということ。その2点についてお伺いしたいですが。

◎沢近学校安全対策課長 事業そのものは、年度をまたいで実施することもございまして、完了してないものもございします。中身につきましては、比較的大きなものは安芸高校の南舎の建てかえ工事を平成25年度に実施する予定でしたが、建てかえのその前の取り壊しの入札が非常に難航して、結局取り壊し工事そのものは完了しましたけれども、新築の部分がこれからということになっています。

◎金子委員 文教施設等災害復旧事業費です。須崎高校のグラウンドというお話でしたよ

ね。その質問です。

◎**沢近学校安全対策課長** 失礼しました。新年度に入りまして、須崎高校のグラウンドの横の斜面が一部崩落したのですが、応札者がいないために前年度の入札ができておりません。本年度も一度試みましたが実施できないまま、実は8月の台風でさらに一部が崩落しております。内容を見直して早急に入札を行う予定です。

◎**金子委員** 平成25年度に3回も入札不調に終わって、平成26年度に早期復旧もできないと。再被害ですよ。なぜ入札・応札がないのか、適正価格なのか、現地の設計が適正なのか。繰り越した事業を早くやらないと、壊れたままでまた台風を迎えますと被害が増大しますので、そういうものは速やかにやるべきです。入札不調だからといって、そのまま置くのかというふうには見えません。特に繰り越し事業については1年おくれるわけですので、事業の完成が急がれるわけです。平成26年度もまだ手つかずの状態ですか。

◎**沢近学校安全対策課長** 被災現場については、応急の処置はしてはしまして、場所が通常使っていないグラウンドの隅ということもございますので、生徒等の立ち入りも禁止する中で危険の回避はしています。

応札がなかった原因は十分につかみきれない部分もございますが、業界が比較的繁忙な中でやや少額の工事であったということかなと思っております。工費とか費用等も見直しまして早急の執行を図りたいと思っております。

◎**金子委員** グラウンドの隅であっても文教施設の必要な施設ですので、早くやることを考えていただきたいです。

◎**明神委員** 現時点で耐震診断を実施していない公立小中学校は、県内で何校ありますか。

◎**沢近学校安全対策課長** 申しわけございません。数字がございません。大部分ができておると考えております。特に高知市は終わったと聞いていますが、後ほど確認したいと思います。

◎**明神委員** それとあわせて、その耐震診断をやった上で、現時点でまだ補強工事ができていない学校、その2点を後からでいいですから教えてください。

◎**土森委員長** 防災教育副読本。委託をしているわけで、これは小中学校ですか。

◎**沢近学校安全対策課長** 小学校の4年生から6年生までのものと中学校用と2種類つくっています。

◎**土森委員長** もう県内の小中学校全部に配布しているか。

◎**沢近学校安全対策課長** 配布しています。

◎**土森委員長** これも非常に重要な副読本だと思いますので、十分に活用していただきますようお願いし、質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎土森委員長 次に、幼保支援課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎加藤副委員長 紙芝居作成委託料ですけど、これはファイルとじの資料に載ってないように思うんですけど、どんなことでしょうか。

◎原幼保支援課長 下のほうにございます。

委託料 266 万 2,000 円で 800 部を作成しております。内容につきましては、保育所・幼稚園等で防災教育を推進するために作成させていただいたものです。すべての園に配付をさせていただいております、活用いただいているところです。

◎土森委員長 その成果は出ていますか。

◎原幼保支援課長 本年度、南海地震対策の研修会を開催しておりますが、そこに参加された方からは活用しているというお話をいただいております。

◎金子委員 保育料の軽減事業費について確認させていただけますか。高校生以下の子供 3 人以上の家庭で、3 歳未満ということよろしいですかね。

◎原幼保支援課長 よろしいです。

◎金子委員 御家庭が対象者の人数と、普通、保育所なんか 2 歳から入所ですね。通常の 0 歳もありますけど。そうしたとき、3 歳未満ということは、2 歳 1 年だけということになりますか。

◎原幼保支援課長 対象者は 1,000 名を超える人数です。

それから、御質問のとおりです。

◎金子委員 ここは市町村とも協議していただいて、これだけ少子化が言われるときにいろいろな御事情の中での制度ですので、3 歳未満と言わず 5 歳未満ぐらいとか、高知県として特色を出して、思い切った子育て支援措置を進めるべきだと思う。財源もありますけれども。それを市町村ともぜひ協議して拡大をしていただきたい。1 年限りというのはね。もっと支援する必要があるんじゃないかなと感じます。

◎原幼保支援課長 第 3 子の保育料につきましては、全国知事会としましても無料化を訴えているところです。そういった状況も見ながら、市町村とも相談をさせていただきたいと思っております。

◎金子委員 全国知事会で訴えているから、まず高知県から率先して 1 歳でも余計に子育てを大事にする、少子対策をとという意気込みで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

◎池脇委員 保育士の報酬についてですけども、保育士は今も女性が圧倒的に多いですけども、男性も保育士の資格を取って保育の業務に携わっている方が、かなりふえてきております。しかし、高知県の保育士の報酬が少ないのか、生活をやっていけないという状況が発生してきていて、高知県から関西方面等の保育園に移っていったるんです。一方

で、県は有資格者の雇用を何とか掘り起こそうという形でやっているんですが、有為な人材が県外に流出している状況が発生しておりますけれども、具体的に県の保育士の報酬と他県の報酬と比較してどれぐらいの差があるのか、調査はされておられますか。

◎原幼保支援課長 正確なデータはとってはおりませんが、先ほどの事業で説明しました保育士の処遇改善の補助金で上がってきます報告書で申しますと、処遇改善をした施設の職員1人当たりの賃金が、実績報告書で24万9,000円と出てきております。それに対して、四国の他県のデータは手元に資料がございませんが、全国的には、平成24年の賃金構造基本統計調査で保育士の平均給与が26万2,500円となっておりますので、それと比べますと低い金額ということになっております。

◎池脇委員 大分2万円ぐらい差がありますけれども、ここに近づけていくということは一つの目標になるかと思えます。そういう目標を持って対策をしっかりと進めていただきたいと思えます。可能ですか。

◎原幼保支援課長 国の「子ども・子育て会議」でも、賃金アップという処遇の改善は大きな課題でした。財源が伴うものですがけれども必要なものですので、国の動向も見ながら検討していきたいと考えております。

◎田村委員 親育ち支援ですか。人数が89名出ておりますけれども、これからも拡大をしていてもらいたいということと、それがあらかどうかということ、まずそれ。

◎原幼保支援課長 親育ち支援というのは、子供が減ってきて親の子育て力が低下しているという問題がありますので、この事業は引き続き力を入れて継続したいと思っております。

◎田村委員 これは保育園だけでなく、虐待とかそうしたものを防止できると思うので、学校関係も含めて拡大できていく方向性で全体的に取り組んでいただきたい。これは非常に大きいと思えます。これだけ成果があれば、ぜひともこれは拡大という方向で、虐待がどんどんふえておりますので、こういう取り組みで親の虐待を少なくするだけでも大分違います。ぜひともほかの課とも連携をして取り組んでいただきたいことを要請しておきます。

◎西内（隆）委員 認可外保育施設の耐震化の状況なんかについて、もし把握されていたら教えていただきたいですけれども。

◎原幼保支援課長 データがございません。

◎西内（隆）委員 認可外保育施設についてもいろいろあるとは思いますが、大切なお子さんといえますか、社会の宝ですので、お構いなければ、ぜひそういうことも調査に取り組んでいただければ。これは要望です。

◎池脇委員 親育ちの関連ですがけれども、これは佐藤元課長が積極的に進められて、高知県初の事業ではなかったかなという記憶があるんですけれども。どれぐらいのスタッフで

今後これを継続してやられていくのか。その点について御説明いただけますか。

◎原幼保支援課長 現在、親育ち支援を担当している幼保支援課の職員としますと4名います。企画監、チーフ、それから担当2名、4名います。質問にございました佐藤さんのような方で、外部の職員でアドバイザーをしていただいている方が佐藤さん以外に3名いらっしゃいますが、家庭の事情もありまして十分動ける状態ではございません。現実には、本年度は佐藤アドバイザー、プラス幼保支援課の職員4名で対応しているところです。佐藤さんがこれまでやってこられた経験を職員に伝えるために、同行して一緒にやらせていただいているところです。

◎池脇委員 かかわっている人が非常に少ないということで、受け入れの保育所はかなりあるわけですね。ですから、需要と供給にかなりの格差があるように思います。県の事業としてしっかりやっけていこうとすれば、それなりのシステムをつくっていかないと、これ以上の拡大が難しい状況ではないかなと思います。その点あたりはどのようにお考えですか。

◎原幼保支援課長 県の職員だけで、県内のすべての保育所・幼稚園等、依頼があったところを回るのはなかなか困難な場面もございます。大部分が夕方とか夜という勤務にもなってしまう。市町村の保育所の先生、幼稚園の先生などで親育ち支援をやっていた方の育成もしてきております。平成22年、平成23年、平成24年とそれぞれ毎年1期生ずつを募りまして、3年間で250名ぐらいの育成をしてきているところです。育成をした後、さらに力量を上げてもらうためのフォローアップ研修もしているところですので、県の職員だけではなくて、各地域にいらっしゃる親育ち支援をしていただく保育所の職員とも力を合わせてやっていきたいと考えております。

◎池脇委員 せっかく定着しかかってきておりますので、先ほど田村委員からも御指摘があったように、子育てがなかなかできない御家庭もふえてきていることに対して需要はかなりあります。そういう意味では、ぜひ市町村とも連携をとりながら、県がきちっとした体制を先導的につくり上げていっていただきたいと要請をさせていただきます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、幼保支援課を終わります。

#### 〈小中学校課〉

◎土森委員長 次に、小中学校課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 中学校英語力指導改善研究事業委託料とキャリア教育研究事業委託料、道徳教育関連事業委託料は市町村に委託をして不用額が全部ゼロで、単純な額を割り振って、中学校であれば5市町に20万円ずつ振り分けている。それからキャリアについても300

万円を3市に100万円ずつ振り分けている。こういうやり方で、中身を聞いたら中学校の英語については系統的なカリキュラムの開発ですか。物として成果を見るとしたならばそういうところかなど。キャリアにしてもキャリアノートを開発したと。ここがよくわかりませんが、学校での授業を通してそうしたものを開発されているということになるんですが、この事業の目的が非常に絞り込んでいると思えないですね。それと費用と求めるものが本当にこの額でいいのかという整合性の問題もあるんですが、その点について。

◎長岡小中学校課長 例えばキャリア教育でありましたら、これはその市町村を指定しまして、そして市町村全部でやって研究を進めてもらうという方法で行ってきております。平成25年度につきましては、特に須崎市、香南市、香美市、三原村、それから宿毛市。この市町村全体でやってもらった結果について公表してもらうことで実施しています。これについては、各連絡協議会をもって全体に広げていくスタンスで行ってきているところです。

◎池脇委員 どの学校に行っても、学校の教育方針の中にキャリア教育をうたっています。学校経営の中でキャリア教育をどうするのかというのを各学校で基本的な教育内容として検討され実践をされている。各市町村教育委員会においても、そのことを強くしているわけです。その上に100万円のお金を出して、プラス何を求めているのか。例えば、そういう実践教育の内容を発表するとかというのは、別にこうした形で予算を組まなくても通常の市町村教育委員会の行事としてできることであって、そのあたりのさび分けが理解できないですけれども。目的がいま一つよくわからない。もう一度御説明を。

◎長岡小中学校課長 もう少し具体的に言うと、キャリア教育をいかに体系化、具体化していくのかということです。あわせてキャリア教育を深めていく。実際に池脇委員が言われますように、各学校では確かにキャリア教育を実施しております。ただ、現状においてはこれが一つ一つ細切れになっていて、十分な成果が見えない場合がある。そういうために、すべての教科において体系的にキャリア教育を設計していく。そのためには、専門的な知識のある有識者等も呼んでお話を聞かせていただく場合もあるし、当然子供たちにお話をいただく社会人も必要になってくる。そういったものを体系的に仕上げしていく、設計していくという段階が現状であると考えております。

◎池脇委員 設計図をつくるのであれば、まず専門家による体系的なキャリア教育の図面をきちっとつくっていただいて、そこにしっかり金をかけて、それを各学校でその設計どおり実践をしてみて、成果を問うて評価をしていく、その設計図の変更をしていくというほうがわかりやすいです。それを、これぐらいの予算で現場で協議をしながら、授業を行いながら設計図をつくりなさいと、各学校で設計図をつくっていたのでは、普遍的な設計図になり得るのかどうか。仮に、この事業でそういう設計図ができたということであれば、その設計図を県教育委員会はどのような形で集約をして、一般化できるように仕上げるのかという事後の対応もつけ加わらないと。この事業を1年間やったらそれで終わり、果た

してそういうもので、果実が積み重なっていくということにはなかなかつなかりにくいように思うんですが、いかがですか。

◎長岡小中学校課長 おっしゃられるとおり、これは単年度の計画ではなくて、3年の計画としております。そういう意味で、平成25年、平成26年、平成27年で実施をする。そして、池脇委員に言われたとおり、単純に1つの学校に計画をつくらせるということではなく、当然その市町村が精力を挙げてこれをつくってもらわないといけないんですね。そこには小中学校課もかかわって、一緒になってこれをつくっていく。そして、3年後にはこれを高知県の一つのモデルとして全体に示していきたいと考えているところです。

◎池脇委員 いろいろ試行錯誤もあるでしょうから、頑張ってやっていただきたいと思います。

◎塚地委員 国庫支出金の精算返納金のことを詳しく教えていただきたいですけど、先ほどのお話では育児休暇の代替を県で構えた場合に、任期つき、もしくは臨時の先生の場合には国が見ますよということだったということですけど、今までもずっとそうだったんですか。

◎長岡小中学校課長 これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の中で、育児休業については、臨時の教員を充てるというものがございますので、基本的には臨時教員の分だけ措置をしますよという話です。

◎永野教育委員会次長 私から補足させていただきます。これは国とのすり合わせの中でずっと積み上げてきた数字で過去は数を上げて、国というのは文部科学省ですけどもオーケーしていただいていた。先年の監査によって文部科学省も誤りであると指摘を受けて、文部科学省から御相談があって、こういう修正をさせていただいたということです。

◎塚地委員 これからも育児休暇代替は当然必要で、十分に賄わないといけない。今まで正職員で見ていた分をここには盛り込んでいたからということですけども。これからの対応としては、どういう形になっていきますか。

◎長岡小中学校課長 基本的には、法律にあるように育児休業の代替としては臨時教員を配置しなきゃいけない。ただ極端に言うと、代替としてではなくて、加配教員としてそこへ配置することもできると思います。そういう意味で、学校の運営上のことを見て、どちらにしていくのかというのは決めていきたいと考えております。

◎塚地委員 わかりました。でも基本的には多分足りないのが実態ですよ。小中高合わせたら、1カ月以上先生が配置されない教室も去年度が40件ぐらいですか。

◎長岡小中学校課長 昨年度の数は正確にないですけど、今年度の10月1日の段階では、10校において、病気休暇等の後に配置できていないことがわかっております。

◎塚地委員 今年度の4月から10月までで1カ月以上配置できないところが既に10校発生している状態なので、そこを抜本的に改善するのが教育条件を整備する上では最低限の

お話なので、毎回言ってるので何を抜本的に改善する必要があるのかということになってこようかと思うんですけど。そこは相当、問題意識と責任感を持って。やはり1カ月も担当がいなかったことはあってはならないことなので、あってはならないという意識でこれから対応していただくということは改めてお願いしておきます。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開時刻は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時57分～12時59分)

◎土森委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

◎沢近学校安全対策課長 今朝ほどの御質問で、耐震化についての数字の御説明ができておりませんでした。耐震診断ですけれども、現在、診断ができていないのが、県内で11校、14棟です。小中学校すべてです。ただし、いずれも着手済みです。それから、耐震化そのものできていない学校が、本年の4月1日の数字になりますが、77校で126棟です。耐震化率は86.8%ですけれども、今後は、今年度中に四十数校の耐震化が完了する予定です。

#### 〈高等学校課〉

◎土森委員長 次に、高等学校課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 高校教育推進費に関してですけれども、基礎学力把握検査等委託料で、ベネッセコーポレーション以外4件の委託先に随意契約をされておりますけれども、それぞれ同じ内容を委託されているのか。中身について御説明いただけますか。

◎藤中高等学校課長 基礎学力把握調査については、他の業者にも同じような全国的な診断テストがございますけれども、そういった中で、ベネッセコーポレーションは受けている数も含めて、一番母集団が大きいという部分もございまして、そして後々高知県全体について、ベネッセコーポレーションが分析した説明会も各学校に入れられるということで、基礎力診断テストについてはお願いをしているところです。

◎池脇委員 委託先がベネッセコーポレーション以外、外4件とあるので、あとの4件とベネッセコーポレーションと同じ内容の委託をされたのか、違うのであればその内容について御説明をという趣旨です。

◎藤中高等学校課長 この決算審査資料の高等学校課のラベルの委託料調べのところだと

と思いますが、ベネッセコーポレーション、外4件というのは、県立高等学校における基礎学力把握調査についてはベネッセコーポレーション、それから各学校の生徒の学級での人間関係といったものをやるQ-Uテストについて他の業者も入って、合わせて4件についてベネッセコーポレーション以外の会社にも委託をしているというところです。

◎池脇委員 これは県下すべての高校でやられたんですか。

◎藤中高等学校課長 基礎学力把握検査については、すべての全日制の県立学校及び多部制単位制の昼間部の学校のすべての1年生、2年生について行っております。年2回、4月と9月に行わせていただいております。

◎池脇委員 検査結果ですけれども、公表できないものであれば構いませんけれども、どういう形で評価をされているのかということです。

◎藤中高等学校課長 基礎学力把握調査については、平成24年度から行っております。まず平成24年度は1年生、平成25年度は1年生と2年生、平成26年度は1年生、2年生、3年生と全学年について行わせていただいております。結果として、大きく1点としては、この検査については、英語、数学、国語の3教科で行っております。その3教科について、特に数学と英語については、高校1年生の段階の最初の検査の結果としては、2割5分ほどの生徒については、義務教育段階の学力が十分に身につけていない厳しい状況があるということが分析としてわかっております。国語については、その部分でいきますと9%ぐらいですので、数学、英語から比べると、義務教育段階の学力という点でいけば、まだ少ないです。そういうことを踏まえまして、この検査を年2回行うに当たって、各学校で学力改善プランを今年度からしっかりと位置づけ、つくらせ、そして県教育委員会のほうで各学校に入り込んで、課題点をしっかりと共有して、年2回やりますので、4月の段階での課題を9月の終わった結果についてもう一度確認して、残りの3月までの状況について、しっかりと進捗管理を行いながら各学校等行っていくということで、特に大きな課題としては、高校1年生の段階での学力の学校体制が必要であるということ。それから、家庭学習の時間が少ないということで、高校1年生の段階で学んだ内容が十分に身につかないまま高校2年生に上がっているといった課題を分析し、それに向けて、学力改善プランにおいて各学校で取り組みを現在進めているところです。

◎池脇委員 そうすると、最初にやられた1年生は、3回受けていますよね。最初的时候には中学校での学力の評価ですね。2年生で受けたときには、高校1年生で受けた学力の評価ができる。3年生で受けたときには、2年3年、すなわち高校において、高校の教科の分で基礎学力がどれぐらい身についたかということが分析できるわけですね。そのあたりの分析で、高校での基礎学力のつき方はどのように評価されていますか。

◎藤中高等学校課長 この診断テストについては、産業系の学校も普通科もすべて受けておりますので、基本的に3年生の段階で英語・数学・国語については、高校1年生の段階

の数学Ⅰ、英語Ⅰ、それから国語総合といった形です。産業系になりますと、2年生、3年生においては専門教科がふえてきますので数学Ⅱをやらなかつたり、いろいろな形がありますので、3年生では、あくまで1年生の段階で学んだ必須履修科目の数学Ⅰ、国語総合、そして英語Ⅰを把握するようになっていきます。そういった中で、家庭学習が十分できてないという部分があって、2年生の最初の段階、あるいは3年生のこたしの最初の段階も、基礎的な学力を身につけさせるところが十分ではないということが結果的には見えてきております。それを踏まえてベースになる高校1年生の段階で、いかにしっかりと学ばせるかということを各学校で重点的に取り組みを進めているところです。

◎池脇委員 以前から、中学校での学力がしっかりつけてくれてないので、高校としての授業は大変厳しいという弁明があります。中学校では、小学校での基礎学力をしっかりつけてくれてないので限界がありますとかいうことで、それなりの言い分で理解はできるけれども、現実としては、基礎学力がついてない子供を受け入れているわけですから、それに対してどういう対策をしてきたか。その対策がどういう効果を上げてきたのかということが問われるわけです。これは喫緊の課題ではなくて、長年の課題で、その課題に挑戦をしてきたわけです。こういう基礎学力を調査するということは当然そうしたものが下敷きにあつて、高等学校としての基礎学力のつけ方、また高校で新しく学ぶ教科についての学力の身につけ方、そこをきちっとつくり上げないと、いつも分析だけで対策がなかなか講じられてない、効果が出てないのではないかという評価につながっていくと思うんです。その点についての対応はどうお考えになっているんですか。

◎藤中高等学校課長 委員の御指摘のように、今、喫緊の課題とともにずっと取り組んできた課題ですけれども、今回この学力定着把握検査を行った大きなポイントとしては、1年生、2年生、3年生と3年間ずっと各学校でやることによって、1年生でつまづいた子がどう変わっていったのか、あるいはどう指導すればどこまで伸びるのか。新しく1年生が入ってきて、こういう結果が見えたら、こういう指導していったら3年生のときにはこうなるよという指導方法のシナリオをしっかりとつくれることを一つの目標にして、これを入れました。それとともに、各学校が1年生の段階で何をしていくのか、それから2年生では何をしていくのかというところを、もう一度組織的に体系化する。今までそれが各先生方の個人的な力量に頼っている、あるいは習熟度に頼っているとこいた部分に大きな部分がありましたので、そこをもう一度組織的に体系化して、3年間で育てていくということを、まずこの試験も入れながら、データも活用しながら取り組みをしっかりとやっていかないといけないと思っているところです。

◎池脇委員 それは大変重要なことだと思うんです。校長、あるいは英語・数学・国語の学力を一生懸命やろうという教科の先生なんか人事で異動しますと、突然その明るる年からはその学校での対応が鈍くなる。いつの間にかそれは先生任せであったのかなという

形で、基礎学力を強化していく学校の教える授業と、それから行うという授業ですけれども、なかなか定着をしてないです。人が変われば、それがやはり強弱も含めて変わっているというところに、生徒たちが犠牲になっているのではないかなと思うんです。先ほど課長が組織的にそれをきちっとやるということで、全校でシステム化をきちっとして、学校の教務ないしは進路学習指導の事業として定着をさせる。その基本をきちっと定着させて、あとは学校の中での応用という形で肉づけをしていく形が定着しないと、事前のこういう学力調査をやってもなかなか生かされないのではないかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

◎藤中高等学校課長 委員の御指摘のとおり、私自身もそう思っております。まず、個々の先生方の力量を上げていくことも片や必要ですけれども、一番課題になっている義務教育段階の学力が十分でない子供たちを受け入れた以上3年間育てていくためには組織的に加わらないと、個々で当たることによって対応できるものも限られております。組織的に対応して、その学校がそれをやるためにはみんながこれをやって先生方が指導していく。それによって、義務教育段階からのステップアップには必ずつながると思っておりますので、私どももしっかりとこの検査結果を踏まえながら、各学校とそういった計画に基づいて、すべての学校がそういう動きができるように進捗管理を進めていきたいと思っております。

◎塚地委員 一つは国際交流活動推進費の中で、外国の学生の受け入れをしてもらっているお宅への助成制度みたいなことは今どんなになっていますか。

◎藤中高等学校課長 県教育委員会としては、その制度を今の段階では持っておりません。そういう中で、高知南高校とか高知西高校、そういった学校においては、国際交流振興会といった保護者、あるいはOBの方々の御支援をいただいて、ホームステイの際のいろいろなあっせん、助成、そういったものを行っているのが現状です。

◎塚地委員 高知西高校のそれこそ国際交流推進会の会費の中から、今までは出してなかったですけれども、それなりの御負担もかかるということで、本当に若干のものをホームステイのお宅に出すようにしたんです。これから国際交流で拡大をしていく中で、教育委員会として各学校任せでどうかなと思っていまして、そこは制度として検討できないか。お金を目当てにホームステイを受け入れる方はいないですけれども、休みのときにはどこかへ連れて行ってあげたいとかいう形で、それなりの出費もなくはないんで、それは一つ検討していただけたらどうかと思うんですけれども。

◎藤中高等学校課長 高知県自身、海外に出していくための留学生の支援制度もまだ持っておりません。今後の方向として、9月補正でも議決していただきましたグローバル教育を進めていく中において、国際理解というところから、子供たちが海外に留学したり、そういったところも必要な状況になってきます。国の事業もそういう面での推進もあります

ので、そういった事業をいかに活用しながら県としてどういう形で事業化をしていくのか、来年度の当初予算に向けて検討しているところです。受け入れの部分については、まだまだ私どもも他県の状況とかも十分把握しておりませんので、他県の状況も踏まえながら、研究もしないといけないと思っております。まずは私どもとしては、海外に行かず子供たちの手だて・支援を来年度に向けては本格的に検討していきたいと考えているところです。

◎塚地委員 わかりました。それはよろしく申し上げます。

それともう一点。退学する子供たちの率の話が、この間新聞発表でされていまして、それなりの努力をした結果もあるしというようなことを、もうちょっと詳しく教えてもらえないですか。

◎藤中高等学校課長 先日発表がありました高等学校の中途退学率につきましては、昨年に続いて全国ワーストワンということで、ことしは通信制の中途退学者についても一緒に入れる形で新たな調査に変わりました。その分でパーセンテージは上がっておりますが、昨年との比較の中で、全日制、定時制だけを比較しますと、平成24年度よりも平成25年度は0.2ポイント下がっている状況がございますので、若干改善はしていると。ただ、昨年のワーストワンという状況の中で、まず、高校1年生の入学の段階が大きなポイントになります。そういった意味で、すべての学校を対象に入学段階の仲間づくり合宿、高校等に入った段階でのいろいろな意味での目的意識をしっかりと持たせるためのオリエンテーション、それから大きな学校になりますと、多くの中学校から入ってきますので、いろいろな人間関係の構築が難しい状況もありますので、そういった人間関係の構築のための仲間づくりといったものをことし続けるとともに、子供たちの心の中の部分もありますので、特に中途退学者の多い学校については、スクールカウンセラーを週に1日多く配置することによって、年度当初に、すべての1年生とスクールカウンセラーとホーム主任が一緒になって面談して、課題とかいろんな部分を把握し、場合によっては、家庭訪問までスクールカウンセラーが入れる状況もできております。そういった中で、子供たちの実態、家庭も踏まえながら、少しでも高校1年生の段階で2年生に上がれる取り組みを進めているところで、実績としては、4月からの半年間の中途退学者の数については、平成25年度から平成26年度にかけては今のところ半数以下に削減されております。1年生から2年生に上がるときがまた大きなピークになりますので、そこに向けてこれから再度後半に向けて、各学校と取り組んでいきたいと思っております。

それから通信制の数については、具体的には高知北高校ですけれども、単位を登録して、その後途中で断念してしまって、そのまま不活動生になっている子供たちが多うございます。通信制の場合は1年1年単位で、どこで1回区切りをつけてもう1回やり直しても単位制ですので問題ありませんので、3月の段階で意思確認をして、新たに登録する場合は4月からまた登録しなさいということで御本人の確認の上でやっています。この分が平成

25年度の中途退学率については、通信制の130名ほどの多くの数になっておりますが、登録してから授業に出てこなくなる子供たちが一番大きなポイントになります。その点については来年度に向けて、例えばスクールソーシャルワーカーの支援もいただきながら、家庭にも入り込み、先生方と一緒に状況を見ながら、課題を見出して、通信制は週に1回しか出てきませんので、そこに対して仕向けていくように今取り組みをしようとしているところです。

◎塚地委員 ありがとうございます。進学意欲を持って来た子供たちにすごく大事に接してくださっているなと思うので、その取り組みをぜひ強化していただきたい。今おっしゃったように、通信制に行くという段階で一定のハンディもある御家庭も多いので、そこへの丁寧さというのを大事にしていていただきたい。単純に退学をする子供を想定して受け入れないという足切り状態が生まれることのほうが心配なので、ぜひそこは思い切って受け入れて育てていただくという対応をこれからもぜひよろしくお願いいたします。

◎池脇委員 負担金というのは結構ありますね。例えば、国際交流、それから教員の資質向上。例年、負担金で出されている額は決まっている額での処理だろうと思うんです。その割には事務費が、例えば国際交流なんかであれば負担金の仕事で主で、ところが事務費が非常に多いです。負担金の手続きをしたり対応するのにこれだけの事務費が要るのかという点と、それから教員の資質向上については、中身が負担金で49万円だったのが10万円ぐらいになっている。だから、いろんな意味での負担金というのと、負担金の意味が違うのかなという感じを受けるんですけれども、そのあたりの御説明をいただいたほうが、この決算見やすいと思うんですけれども。

◎藤中高等学校課長 国際交流活動等の推進費の負担金につきましては、海外のALTを確保するために自治体国際化協会というのがあって、そこが一括して、ALTを各都道府県に供給していく、そういう協会の負担金です。そこに伴いまして、人材を確保し、市町村に均一な人材を入れていくというところで、ここに負担金を出しているところです。事務費につきましては、自治体国際化協会から派遣しているJETプログラムに基づく25人のALTの報酬費、事務費、旅費、そういったものをここにまとめているものです。

◎池脇委員 負担金であれば不用額がゼロですよ。同じ負担金という言葉を使っているけれども、下の研修の負担金は不用額が出ているんです。通常負担金と理解できるのが、例えば、さっき言った不用額のない自治体国際化協会での負担ということは理解できるけれど、同じ言葉を使って負担金を計上しているけれども、不用額が出てきているので、事業の中身が違うんじゃないか。負担金という言葉の使い方が違うので、その違いについて、事業の中身も含めて説明をしていただきたい。

◎藤中高等学校課長 教員研修負担金については、研修の場所によって、負担額等が変わります。当初、負担を考えていた場所ではないところに行くというときに、不用額が出て

しまうというところで、負担額が大きく違ってくる。今回の場合であれば、教員研修については38万6,540円。当初見積もっていたよりも少ない負担で済んだということです。県内でも教員研修で行く場所によって、当初これぐらい要ると想定して予算を組みましたが、実際にやっていく中においてはそこが免除されたとか、そういったところがあって、不用額に出てきたというところではあります。

◎池脇委員 そういう内容であれば、ここが負担金というよりも、事業としては研修への支援事業みたいなものですね。そういう言葉であれば、全然ひっかからなかったけれども、上の負担金と下の負担金と同じ負担金という言葉を使っていたんで何でだろうと思った。財政用語でその範疇でくくられているんだったら別ですけども、もう少しわかりやすいほうがいいかなとは思いました。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎土森委員長 次に、特別支援教育課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎田村委員 ちょっと教えてもらいたいです。南国の学校の研究ですね。将来的には、例えば高校の学校までは行かないとしても学級。そのことは今のところ展望は全くないですか。

◎川村特別支援教育課長 現時点では、高等学校に特別支援学級等の設置は検討しておりません。

◎田村委員 先進県では、高校に既にそういう学級、あるいは定員が少なくなってあいた教室を生かして、高校における学級づくりということも取り組んでいるようです。だから、それも多分、ニーズが出てくると思いますので、ぜひとも、この平成25年度の決算を受けて、来年度、あるいは再来年度でも構いませんけれども、研究の一つのテーマにぜひ先進県を学んでいただいて取り組んでいただきたい。そのことによって、就職につながっていく率が非常によくなると思いますので、この教育のあり方によって、発達障害の方の全体的なものが非常に伸びるということを施設なんかでは非常に感じ取っております。ぜひとも、こちらのほうでも研究を進めていってやっていただきたい、成果を生かすように、ぜひお願いしたいなと思っているので、ひょっと考え方があるんだったら。

◎川村特別支援教育課長 先進校、恐らく大阪のほうではあると思います。そちらの状況なんかも伺ったことがございます。また、国の新たな動きとして、通級指導教室というのが現在検討もされております。そういった国の動向も十分にアンテナを張りながら、今後高等学校でのこういった障害のあるお子さんの教育の充実ということは検討していき

いと考えております。

◎**田村委員** 高校は再編で非常に教室があいて、あれ何県だったか、ちょっとど忘れしましたけれども、そういうところも残していくために、教室を有効に生かす取り組みが先進的にやっておられます。ぜひともそういうことも含めて、研究してみてください。お願いします。

◎**土森委員長** 質疑を終わります。

以上で、特別支援教育課を終わります。

#### 〈生涯学習課〉

◎**土森委員長** 次に、生涯学習課について行います。

(執行部の説明)

◎**土森委員長** 質疑を行います。

◎**池脇委員** 図書館に関してですけれども、図書館の利用率については傾向として伸びていますか。

◎**安岡生涯学習課長** 利用は若干ですけど、右肩上がりです。伸びている状況でございます。

◎**池脇委員** 具体的な数字を挙げて説明していただいたらいいと思うんですけど。

◎**安岡生涯学習課長** 1日平均の貸出数で見ますと、3年前の平成23年度は540冊、平成24年度は585冊、平成25年度は605冊という形で、右肩上がりです。貸出冊数も伸びている状況です。

◎**池脇委員** それで県市で新しいシステムを導入して、新図書館に向けての準備に入るわけですね。そうすると利用者もこれ以上に伸びる可能性もあろうと思うんです。そういうところをしっかりと注視して、伸び率も見ながら計画を進めていくのは大事と思うんです。期待値はどれぐらいに見ていますか。

◎**渡辺新図書館整備課長** 新図書館が開館した後の利用率ですか。

◎**池脇委員** いや、新図書館に使うシステム、県市の蔵書の活用ができる仕組みを今の図書館に手前に仕込むという予算ができていますよね。それを仕込んでやると、県の図書だけじゃなくて、市の図書も借りられるようになるわけでしょう。そういう部分での期待値。それが新図書館にいい形でつながっていかないといけないので。

◎**渡辺新図書館整備課長** 来年の6月からシステムを一本化ということで、図書館が2つの状態で1つのシステムということで、県立図書館、市民図書館の蔵書が1つの図書館のものという形になって検索ができたり、インターネットでの予約ができたりとかということになります。そのことによりまして、利用される方がすごくふえると思うんですけども、期待値というか、目標値というか、数字としてこれぐらいはいくだろうというのは、始めてみなければわからないみたいのところもございまして、今のところ持っておりません。

◎池脇委員 新図書館でそれをやろうという手前にそのシステムを導入をしてやるのに、ここ数年、1日の貸出数が540冊、580冊、600冊と伸びてきているわけですから、さらにそれからふえていくことは前提にあるはずですよ。そのシミュレーションも全然できなくて、お金だけ投入してやるのであれば、新図書館ができたときに同時に設置すればいいことであって、事前に設置する必要性はそれほどなくなってくると思うんです。前の説明では、そういう期待値があって、県民の皆さんもなれるということもあって導入するということでしたから、期待値が全然わかりませんじゃ答弁にならないと思う。

◎土森委員長 ここは決算特別委員会でありますから。新図書館の話でしょう。

◎池脇委員 いや、それにつながるやつで、この利用率。

◎土森委員長 新図書館のシステムでしょう。また後で聞かしてください。

◎渡辺新図書館整備課長 先ほども言いましたように、現在できていないインターネット予約が、できるようになるという部分もございまして、具体的な数字は今持ち合わせてないという意味で御説明をさせていただきました。いざ始まって、どれぐらいのものになるのか、そういった実績が新図書館のときにどうなっていくかという参考にはなると思っております。今の時点で始まったときというのは、これからまたいろいろ検討はしていきたいと思えます。

◎西内（隆）委員 審査資料の4ページの件ですけれども、監査委員の指摘する意見の文書が、いまいち意味がわからなくて。どんなに読んでも、例えば、わからない金額があって、それをカバーするために、使用実態のわからない幾つかの機器に使用料として分けて、最後それでも金額11万7,000円穴があくからどこか移してましたと言いつけしているように読めるんです。このことの監査委員の言っていることが正しいことを証明するためには、この別の機器の使用実態がある程度わかってないといけないはずで、そこが証明されなかったら幾らでも言いたいように言えるというか、現場の内容にも読めますね、どうなんですか。

◎安岡生涯学習課長 少し長くなりますけれども、今回の事務処理について説明をさせていただきます。このコピー機につきましては、一般の利用者と公務で利用する枚数がカウントされるコピー機になっております。ただ、請求枚数につきましては、コピー機の不具合でミスコピーもありますので、リース契約上はカウンター枚数から、白黒のコピーは2%、カラーコピーは3%分の枚数を控除して請求される形になっております。そのため、実際にコピー機に投入された金額と請求枚数は必ずしも一致しない状況が発生しています。また、公用で使用した場合は台帳に記載をするようになっておりますけれども、この記載漏れも発生していたということで、投入金額と一致しない場合があるというところです。職員はこういう状況があって一致をしないということを理解しておらず、またなぜなのかということを追求することもなく、業者から二、三%を引かれた請求枚数で計算をした金額

を県に収納していたというところですが。当然お金が少しずつですけれども、毎月 1,200 円前後のお金になるかと思いますが、その金額は残っていく状況がございました。そのお金が一定大きくなったときに、職員も不安に思ったというところもあり、どうしたらいいんだろう、これを何とか収納しないといけないと考えたときに、別途、マイクロフィルムを読み込んで、それを印刷するマイクロリーダーのコピー機がありまして、それは買い取りで設置していたものです。そこの枚数というか利用料を実際よりも多くして収納をしていたという状況です。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えばある月の白黒のコピーとして、カウンター数 100 枚を利用したと。その内訳として、一般の利用者が 70 枚で公用が 30 枚だったとします。2%控除されますので、98 枚分が請求されることとなります。本来でしたら、入金された 70 枚分を県に収納すればよかったけれども、そういう会計の知識がなかったことがありまして、請求された 98 枚から公用で使った 30 枚を引いた 68 枚分についてだけ収納していたということです。全くミスコピーがないとした場合には、実際に使った 70 枚と先ほどの 68 枚を引いた 2 枚分相当が残っていたという状況がございました。一方で、公用での使用枚数が職員の記録漏れによって、例えば 30 枚が 29 枚しか書かれていなかった場合、県への収納は先ほど請求される 98 枚から 30 枚ではなくて、29 枚を引いた枚数で 69 枚分を収納していたということで、この場合は 1 枚分が残っていたという状況がございました。この金額が積み重なって大きくなったときに、先ほども申しましたけれども、何とか収納しないといけないと悩み考えた末に、先ほどのマイクロコピーに上乘せをしてしまったという状況がございました。

◎西内（隆）委員 わかりました。いずれにせよ、極めて不透明な部分があって、その言葉を信じたという、疑わしきは罰せずじゃないですけど、やってなかったとしても早い段階で相談する。逆に言えば、声をかける体制が本来あるべきであったわけです。それはきちんと徹底してもらいたいということと、当然、お金の取り扱いに関するルールを徹底してもらいたいということ。だから、その対応がコピー機からコピー代を回収するに館長が立ち会うとかそういう対応になるかどうかは、どうかなという気もしますけれども、しっかり公金の取り扱いについては気をつけていただきたいと思います。よろしく願います。

◎金子委員 1 点だけ。関連しますけれども、毎年決算のたびに教育長にお尋ねですけど、多くの事務事業をやる中で、考え違いかばかということは当然あるわけですけども、今回の事案なんか見ますと、改めて会計事務の研修を受けるという以前の資質の問題です。適正な事務というのは、今回は会計規則に疑問があるから出ておりますけれども、そのほかの事務事業はいっぱいあるわけです。これなんかを見ていると、すべて適正な事務が行われているのかという、ちょっとうがった見方もできます。ここら辺一人一人の資質ですから、出先機関の管理者の責任だと。管理者がいつでも緊張感を持ってやれば、大部

分は防げると思うんです。新たに会計事務研修を受講させるという書き方はもうやめていただきたいです。その辺どんなに感じておられるのか。

◎田村教育長 本当にお恥ずかしい内容で、申しわけないと思っております。生涯学習課の例とかで、こういったことが起こるのは出先機関が多いということはありません。それはどうしてもそういう出納担当者、総務担当者が1人で抱え込んでやっているとか、そういう状況があって、それに対して上司がきちんと、チェック、指導ができないとこういうことが起こってしまうということだろうと思います。特にこういう担当者の少ないところについては、もう少しチェック体制といいますか、おっしゃった責任の問題も含めて、もっときちんとやってもらうように我々としても指導する必要があると思っております。一方で、知識をつけてもらうことは当然必要ですので、研修とかもさらに充実をさせながら、こういったことが二度とないよう徹底をしてまいりたいと思っております。まことに申しわけございませんでした。

◎塚地委員 放課後子どもプラン推進事業費ですけれど、不用額が若干出ているんですけれど、市町村からの要望来ますよね。それは基本的に対応できたということですか。

◎安岡生涯学習課長 市町村からの要望額は満額対応できております。最終も12月の段階で市町村から年度末までのニーズ調査も行いまして対応させていただいているところですよ。

◎塚地委員 小規模で国の事業に達しないところは、県の単独事業もこの間出してくださいって思うんですけれども、それは去年度も今年度は変わってないですか。

◎安岡生涯学習課長 平成25年度までは、国の児童クラブの対象となる10人未満のクラブはございませんでした。それで、平成26年度に10人未満のクラブが出てきそうということがございましたので、今年度の予算でそれに対応できるような予算を組みまして、今、須崎のほうですけれども対応させていただいているところです。

◎塚地委員 わかりました。それは今度、新システムに変わりますよね。変わったときも、県の単独事業としては残っていくものですか。

◎安岡生涯学習課長 今のところ、国のほうは人数の下限の縛りを示しておりませんので、小規模でも対応させていただけるんじゃないかなと考えております。もしそれが対応できないということであれば、引き続き検討もさせていただきたいと考えております。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、生涯学習課を終わります。

#### 〈新図書館整備課〉

◎土森委員長 次に、新図書館整備課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 ハード面の準備は着実に進んできているということで、いいものをぜひつくっていただきたい。箱物ができるまでに準備をしなくちゃいけないソフト面の課題があると思います。例えば、図書館司書の育成。進化型図書館ですから、旧来の図書館司書の感覚を脱していただいて、新しい図書館の機能を十分発揮できる、そういう意識と技量を持ってもらわないといけないと思うんですけれども。そういうソフト面の充実は、どういう形で予算組みをされて、やられているのか、その点について。

◎渡辺新図書館整備課長 現在の県立図書館の予算のほうで、県立図書館におります司書につきまして、他県の先進的なことをやっている県立図書館、例えば、数年前には鳥取県立図書館ですとか、そういったところに1カ月とか、あるいはそれ以上、長期で研修に行ってもらうため、研修にかかる旅費ですとか、そういった費用を県立図書館で予算化して、毎年研修という形では行っていただいています。

◎池脇委員 研修に行った人はスキルアップができるでしょうけれども、行ってない方は総体的なスキルアップが大事ですよ。それとあと、市の職員とレベルの整合性をどうつけるか。バランスをつけていかななくちゃいけない。そのあたりのところはいかがですか。

◎渡辺新図書館整備課長 まず、毎年そういった長期研修とか専門的な、通常の研修もございますけれども、研修に行った方については、図書館の中で、みんなにわかっていたできるように定例会とか協議するときにそういったことをまず共有していくことは当然行っておりますし、高知市民図書館のほうも、新図書館に向けての人材育成ということで、研修といったことは当然検討されております。市民図書館のほうは司書職をことしで3年目になるかと思っておりますけれども、作りまして計画的に採用してくれていますし、県市の司書が毎週集まって、新図書館のことについて、協議も定期的に行っております。そういった中で、司書としてのレベルアップも含めて、県市の間で進めている状況です。

◎池脇委員 県と市で役割分担が明確になっていますよね。貸し出し等のフロアは、市のほうが中心でやるということも言われているわけですがけれども、業務の一体化と言っても、基本的に役割分担があるわけで、そのあたりはもう明確になって、その連携の訓練、それから意識ですね。そここのところをきちんと、時間がかかることですがけれども、現場の職員が意識をしてないといけません。司書のスキルアップというのは、実際に貸し出しを主体的にやるのが市ということと認識はしていたんですね。それを県がサポートを一応する。しかし、市の職員は今まで司書の免許を持たなくてもやってきているということで、余り専門性が培われてない。一方、県立の司書は、相当レベルの高い技術・能力を培ってきている。ここが実際の現場になったら、主体としての業務が市と県が逆転しちゃう。そうすると、県は市の職員のレベルをいらいらしながら見てないといけないんじゃないかなという事は想定される。ですから、出発の前にそうしたソフト面の状況をお互いが訓練をして、体で覚えるぐらいにしておかないと、ぎくしゃくしちゃう。そういう面の予算という

のはもっと大事にされてもいいかなと思うんですけど。出張に行って個人的なスキルを上げる、あるいは学んでくるというだけではちょっとどうかと思ったので、これは平成25年度の決算でありますけれども、そうした点は重視していく必要があると思うんです。何か御見解を。

◎渡辺新図書館整備課長 平成28年度末の新図書館の開館まで、2年数カ月という状況になっています。その中で、委員がおっしゃられた司書のスキルアップをどうやっていくか。これまでも先ほど言いましたようなことはやってきているんですけども、高知市と一緒に、お互いが上がっていきけるようなことで進めていきたいと思います。

◎土森委員長 ほかにありますか。

(なし)

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、新図書館整備課を終わります。

#### 〈文化財課〉

◎土森委員長 次に、文化財課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎西内(隆)委員 1点だけ。決算審査の資料2ページの、「城郭景観保全を図るため、高知城の景観への影響の大きい樹木を伐採した」というのが2件続いてあって、上が指名競争入札で、下が随意契約ですけど、これは何か理由があるんですか。

◎彼末文化財課長 通常、景観保全全体について、庭園風の剪定をすとかいうのは、技術がある庭園センターとの随意契約です。上につきましては、ここを切るんだという設定がございまして、それについての指名競争入札です。

◎西内(隆)委員 特殊性があるということですか。

◎彼末文化財課長 随意契約のほうはそうです。

◎金子委員 この1番の高知城の「高知公園管理運営委託料」ですね。この中で私もう数年前から思うんですけど、高知城の北門ですね。県庁から北門を外へ出る。

◎彼末文化財課長 こちらですか。

◎金子委員 そうです。そこも管轄になるわけですか。

◎彼末文化財課長 すぐ出たところは左と右は丸の内公園ですね。あれは高知市です。それから、ちょっと入って、砂利になりますけれども、ガイドボランティアのあるところから高知県になります。

◎金子委員 県庁の門から出たところの通路ですけど、あそこは高知市になりますか。

◎彼末文化財課長 高知市です。

◎金子委員 あそこは県庁を訪れる人なんかも、雨降りになったら5センチメートルぐら

い水浸しになるわけです。県庁の職員も感じられた職員はいっぱいおいでだと思いますけれども、側溝が路面の上にあります、低い側溝は全部土砂で埋まって何ともならない状況で、本当に革靴に水が入るぐらいで多くの方が苦勞しています。数万円あったらできますので、ぜひ高知城のほうよりこっちに。

◎彼末文化財課長 委員のお話を伺いましたので、ふだんからみどり課ともお話ししていますので、お伝えしたいと思います。

◎金子委員 困っている人がいます。事業費5万円できれいにできますから、ぜひ頼みます。

◎土森委員長 課長。「はい、わかりました、できます」言うけれど、できるんですか。

◎彼末文化財課長 先ほどもお答えしましたように、ふだんから情報交換もしておりますので、高知市のほうへそのお話をお伝えしたいと思います。

◎池脇委員 日本樹木医会の高知県支部に、230万円で高知公園内の樹木が景観にどのような影響を与えているのか等を調査する事業を随意契約で行っているけれども、調査結果はどのような内容になっているのか、教えていただけますか。

◎彼末文化財課長 景観に与える支障であるとか、そういったものを年度年度押さえていきまして、そういった木については、順次、伐採等を行っていくということです。去年でしたら、駐車場からお城が見えるよう景観を保つために、樹木を調査した後、切っていくという形になります。

◎池脇委員 樹木医というのは、基本的に木を生かすという仕事だろうと思うんです。だから、見た感じで、「枯れかかっているから、じゃあ、あれ切るかえ」という話だったら、200万円はちょっと高すぎるんじゃないかなと思うけれど、具体的にどんな調査をされているんですか。

◎彼末文化財課長 お城と一緒にいって、毎木調査で、この景観として樹叢はこういうのが適当であろうということも踏まえながら見ていくわけです。その中で、景観を阻害するとか、後で植えてここにあるべき木ではないという木であれば処分しましょうと、そういった形で計画をつくる。さらに追加ですけれども、京都芸術大学の先生にも同じように見ていただいて、お城の樹木のあり方ということも一緒になって見ていただいて、どういった管理にしていくのか、景観をどう保っていくのかを協議させていただいています。

◎池脇委員 お城全体が文化庁の管轄なわけです。それで、お城の中に植えられている木そのものも、貴重な文化財と思っているんですけど、その木はそうではないですか。

◎彼末文化財課長 斜面でしたら、もともと山ですので生えていたけれども、当時、切り開いて、三の丸であるとか、二の丸、本丸でしたら、木がほとんどないというのが基本として、前回の委員会でも、桜とかいうお話もありましたけれども、そういったくるわのところに生えているのは、文化財保護法から言うと、後に植えられたものですので、文化財

という位置づけにはならないです。逆に史跡、くるわでしたら、史跡を傷めるという文化庁の見解になります。そういったところは、あるものまで強制的には言わないですけども、枯れたり、石垣に悪さをするとかいったときにはのけましょうという話に文化庁との協議の中でなっていくと思います。

◎土森委員長 今の話では簡単に切れるという話ですけども。樹木で文化財の指定は受けてないのか。

◎彼末文化財課長 県下にはほかにはあるわけですけども、お城は受けてないです。

◎土森委員長 指定を受けたお城の中にある樹木の伐採は難しいでしょう。

◎彼末文化財課長 基本的には現状あるものですから、毎木調査もしているんですけども、こういったものが悪さをしているとか、こういったものが景観を失しているという場合は、文化庁にも協議しながら、切っていくという形になります。

◎土森委員長 例えば、石垣を壊すとか、そういう悪さをするやつは切ってもいいということになりますか。

◎彼末文化財課長 基本的には、文化財的にはそうですけども、先ほども御説明しましたけれど、皆さんが「これは」というものもあるわけです。そういったものを踏まえて協議していくことになります。何でも切るということでもないです。

◎池脇委員 前にも委員会で言ったんですけども、お千代さんの銅像が建ったときに、記念に家紋のカシワを植えたんです。実はそのカシワはにせカシワで、そのことを指摘したんです。にせカシワを植えて、これ本物のカシワに変えるべきじゃないかと。そのときに、植えかえをするためには文化庁の許可をもらわないといけないと難しいことを言っていたんです。ところが今の御説明でしたら、「あそこは景観でいけないから、あれすつと切れ」とかと、そういう話に聞こえるので、ちょっと温度差があるなと思って。

◎彼末文化財課長 基本はお城を守る立場でやっていますので、新たに植えるのは、本来はだめですよというのが、基本です。

◎土森委員長 どちらにしても、文化庁の許可がないと木は切れないわけですね。「この木は悪さをするから、文化庁さん切らしてちょうだい」と。「はい、わかりました。切ってよろしい」と。

◎彼末文化財課長 基本的には、史跡の中で、現状変更と言うんですけども、そういうときは必ず協議して、許可をもらうという形になります。

◎塚地委員 文化財保存事業費補助金ですけども、国または県指定の文化財とか無形文化財とかという、それなりのくくりで補助されるんだと思うんですけども、資料を見たら、平成 25 年度で 440 万円繰り越しとあるので、2,700 万円のうちの 400 万円は、平成 24 年度分が繰り越された金額ということですか。赤いインデックス、文化財課の 5 ページです。

◎彼末文化財課長 右の括弧書きのことですね。443 万 2,000 円は、平成 24 年から平成 25

年へ、国分寺等の分で補助金を繰り越しておりますよということです。

◎塚地委員 繰り越した分も含めて2,700万円が今年度の。

◎彼末文化財課長 平成25年決算で使いましたよと。

◎塚地委員 この2,700万円の中に含んでいるという意味ですよ。

◎彼末文化財課長 そうです。

◎塚地委員 平成25年度の不用額が370万円ほど出ているけれど、その繰り越しは無事済んで、なお370万円の不用が出たということですか。

◎彼末文化財課長 平成25年度については、予算があって374万3,000円が不用になったということです。

◎塚地委員 この分はもう既に済んで、不用分がどういう状況で出たのか。なぜこれを聞きたいかと言うと、文化財の保存とか、無形文化財の公開とかいうのはやってほしいという要望が結構あるんじゃないかと思って、予算の上限みたいなものが年度ごとにあるのかなということ。

◎彼末文化財課長 上限と言うより要望がございまして、これぐらいの事業費が要るだろうと予算取りをするわけです。それで現地へ行ってみたら、思ったより手がかかるぞとか、逆に、これはもっと慎重に検討しなきゃいけないということがあって、計画自体がよく動くんです。日本建築といったものがありまして繰り越ししたり、これは少なくていいよというので不用になったり、そんないろいろな積み重ねでこういう動きになってくるものです。

◎塚地委員 各市町村から上がってきた御要望は、とりあえず毎年予算化はできている状況ですか。

◎彼末文化財課長 毎年ヒアリングをして御要望にできるだけ沿うようにしています。事前に現地へ行っ、所有者ともお話ししたりしながらやっておりますので、一定カバーできていっているんじゃないかと思います。

◎塚地委員 そしたら、もう少しやってもらいたいと持っていけば、予算的に余裕がないですか。

◎彼末文化財課長 もう既に1回、ヒアリングも市町村に連絡して終わっていますので、それは、もしあったら、もう出てきているんじゃないかなと思います。

◎塚地委員 わかりました。構いません。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、文化財課を終わります。

#### 〈スポーツ健康教育課〉

◎土森委員長 次に、スポーツ健康教育課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

今年度は47位ということがありましたが、もう少し競技力の向上に力を入れていただいて、せめて40位を脱出して、25位ぐらいにできるように頑張ってもらいたいです。平成25年度に力を入れた競技力・種目はどのようなものがあったのでしょうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 平成25年度はお家芸競技と申しまして、卓球、相撲、ソフトボールがありまして、それに続く競技として、弓道競技等を挙げておりました。平成25年の東京国体では、御存じのように、ソフトボール青年男子の優勝、弓道競技の総合優勝、またバスケットボール部少年男子の3位と、いろんな成績がありました。今年度は、そういう期待競技が、最初つまずきまして得点が伸びなかったことと、四国ブロックを突破できない競技も多々あるというところで、何とかこれを今年度以降、オリンピック・パラリンピック推進プロジェクトもございますので、そちらに乗せて競技の強化にも取り組んでいきたいと考えています。

◎西内（隆）委員 最近のことで、ボクシング連盟の問題が今どうなっているのかとか、構わなければ経過報告をお願いします。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、個別の案件につきましては、警察当局の捜査がまだ続いているところです。時間がかかっております。なお、体育協会としましては、平成26年度の補助金の執行に当たりまして、コンプライアンスの遵守ということを総務委員会でも約束させていただきまして、各競技団体に対する経理に係る研修会をしております。その内容としては、出納簿の作成です。規約には出納簿の作成があって、それを提出と書いておりますけれども、それが十分守れていませんでした。第三者委員会からも体育協会が規約で示しているにもかかわらず、それを守らせていない体育協会のあり方に疑問があるという指摘を受けておりますので、しっかりそれを受けてやっていますところです。また、国体が終わりました。途中の抜き打ち調査と申しますか、会計監査も含めまして、やろうと準備をしているところですし、第三者委員会として、本人たちへの聞き取り等をして、事実をもう一度確かめるというところで来ておるところです。

◎塚地委員 前教育長も地産地消の学校給食というのを進めて、随分と御努力いただいたけれど、平成25年度で新たにお話を進めてきて、一定のところでの実施の動向も今年度から見え始めると思うんですけど、その状況は今どんな感じでしょうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 以前は検討の余地までいかないということがございましたけれども、高知市と須崎市は新聞報道にありますように、具体的に組織をつくって検討していこうという動きがございます。また、土佐清水市につきましても、設置に係る組織委員会を9月に開催をしております、前向きに検討していると聞いております。そうすることによって、未実施の市町村は前向きに検討するというところになっておると把握をしているところです。

◎塚地委員 ぜひ地産地消という柱を。地域のものを子供たちが学びながら食べていくとか、そこは一定どうやったら数値が出せるのかを工夫して下さっていたと思うんです。ぜひ、そういうのも一定の目標も持って推進していただきたいと思っているんですけど。よろしくをお願いします。

◎池脇委員 県下でスポーツ施設がかなり充実してきていると思うんです。ただ、利用率が現状はどうなっているのか。しっかり使われていかないと、建物が老朽化していくんですよね。しっかり使われていくことが大事と思うけれども、それぞれ温度差が出てきているように思うんです。実態はどうですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、当課が所管しております県民体育館、弓道場、武道館については、かなり利用率もあります。例えば、県民体育館、7月は約1万人の方が利用しておりますし、8月は夏休みがございまして、2万1,000人を超えています。9月には9,000人、8,000人ぐらいというところで推移をしているところです。また、併設していますプールにつきましても、かなり中高年者の方も利用しております。同じく7月が5,000人、8月が4,000人、9月が3,000人という利用もあっているところです。弓道場につきましても、1,000名を超える利用があって、競技力の向上、また気力とか体力とか、そういうところにも使っているようだと感じております。

その3施設の温度差と申しますと、3施設は高知県スポーツ振興財団が管理をしております。非常にいい管理をしていてくれております。あす、平成27年度の新たな指定管理者に向けて、審査委員会を開催する予定ですが、かなりサービス向上とか、スポーツ振興に向けての努力はしていただいているところです。

◎池脇委員 私が聞こうと思ったのは、その3施設の比較ではないです。その3施設なんかは利用率が結構高いということはよくわかっているんです。各市町村、地域の施設が県下的に充実してきている。ところが、利用率がそれほど充実しているような声も聞かれないので、そのバランスというか、全体のスポーツ競技の施設と活用のバランスが整っているのかどうか。その地域はこの競技があるのに、その競技のための施設がなくて、別の箱物が建っているという影響があって余り利用がないとか、スポーツ振興という視点から見た場合に、そういったバランスを見て、市町村と何か調整するということがあってもいいかなと思って、そういうことはされているかなと思って聞いたんです。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スポーツ施設の利用につきましては、今回9月の補正でつけていただきましたスポーツ推進プロジェクトの中に検討委員会を設けさせていただいております。そちらで協議する1つに、地域のスポーツ振興がありまして、委員が言われるように、中山間の各地ではそれぞれが抱える問題がいろいろ違ってきておりますし、それに付随する施設の問題がございまして。これを実際調べますので、それに合った県下を通したスポーツ施設と、その現状に合った仕組みとございますか、それを再度検討してきっちり

出すつもりです。

◎池脇委員 その地域で、学校のクラブも連携をしようと思うので、その施設が使い勝手がいい形で、学校もそういうクラブを創設するとかいう後押しもあっていいと思うので、全体を把握した上で、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

◎土森委員長 給食ですけれど、食育の一端ですよ。朝コンビニエンスストアに寄って、小学生・中学生が弁当を買っている姿をよく見るんですが、「僕、どうして」と聞くと、「いや、これは朝食です」と言うんです。「何で家で食べてこないの」という話をすると、「つくってくれない。お金をいただいて朝食を買って、学校で食べます」と、こういう返事です。そういうことでは、家庭教育から始まって食育という面、それから家庭の味というものが欠如する。そういうことも含めながら、しっかり朝食はとってくるんですよという教育をしっかり学校でしていくことが大事ではないか。その辺をしっかり指導をしていただくように。

それと、ボクシングの話も出ましたね。ボクシング、なかなか強かったですね。しかし、強い子供たちは問題になった先生方が指導した人たちではないかなと思います。先生が教壇に立ちスポーツの指導をする。連盟のお世話をする。こうなると大変です。ですから、会計処理をしっかりできるようにしないと、せっかく優秀な先生方に傷がつくことになります。その辺は、県教育委員会としてもしっかり体育協会を指導していくことは大事だと思います。そのことがないと、なかなか指導者が育ってきません。ボクシングだけではなしに、他の競技もあります。ぜひそういうことも気をつけて、指導してやっていただきたいと思います。

質疑を終わります。

以上で、スポーツ健康教育課を終わります。

#### 〈人権教育課〉

◎土森委員長 次に、人権教育課について行います。

(執行部の説明)

◎土森委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 「豊かな心を育む教育推進費」、スクールソーシャルワーカー活用事業委託料。不用も出てということですが、大変重要な事業ですので、余り不用を出さないように、しっかり使っていただきたいなと思うんです。スクールソーシャルワーカーの状況ですね。学校に派遣をする需要と供給の関係になろうと思うんですけれども、人もいないということで、今、多分目いっぱいだろうと思うんですけれども。実態はどうでしょうか。

◎赤間人権教育課長 スクールソーシャルワーカーの実態ということですが、事業自体は市町村に委託をして行っております。実際にスクールソーシャルワーカーが配置をされているのは、拠点となる学校であったり、市町村の教育委員会に配置をされて、それ

それぞれの学校を巡回する形で支援をしているケースがございます。

対応している内容につきましては、一番多いケースとしては不登校に対する支援、その次には家庭環境の問題に対してのスクールソーシャルワーカーとしての働きかけをしていく、あるいは発達障害に関する問題に対していろいろとかかわりを持っていく、そういった内容を主にかかわりを持ちながら対応してるということです。

それで、スクールソーシャルワーカーの場合は、その地域のことをよくわかっている方になっていただくことが非常に重要かと理解をしております。したがって、我々としても人材の確保に関しては、市町村ともいろいろと御相談をしながら対応してきていますけれども、現状の人数では必ずしも十分だとは思っておりませんので、引き続き充実が図れるように対応していきたいと考えております。

◎池脇委員 これはカウンセラーですから相談の内容と思うんですけども、問題を抱えた子供がソーシャルワーカーのカウンセラーを受けて、その事案が解決をしているかどうかという確認はどういう形でとられているんですか。

◎赤間人権教育課長 スクールソーシャルワーカーの事業は国費でやっている事業ですので、具体的にどういう成果が出たかということも含めて国に御報告をする形になりますけれども、私どもで平成 25 年度のスクールソーシャルワーカーの活動実績を把握している内容でいきますと、24 市町村 3 県立中学校に実人数として 39 名の方が配置されています。その方々が支援をされた児童生徒数が 1,076 名おられます。そのうち具体的に支援をした、件数としては 1,399 件。このうち解決、あるいは解決という形ではないですけども、何らかの形で好転が見られた件数は、このうち 508 件になっております。一つのかかわりの中ですべて解決することはなかなか難しいですけども、継続的に家庭、あるいはお子さんとかかわりを持ちながら、福祉であったり医療であったり、そういった関係する機関にもつなぎながら、スクールソーシャルワーカーの方に御尽力いただいている状況です。

◎池脇委員 これで結構問題になるのが、その子供の担任がソーシャルワーカーに相談をした内容を把握していなかったり、あるいは把握することによって勝手な言動を起こして、せつかくのカウンセラーが壊れるとかいうケースがあるんですけども、そのあたりの学校側とソーシャルワーカーの得た情報との仕切りは、統一されているんですか。

◎赤間人権教育課長 御指摘の部分については、私どもも問題意識を持っておりますし、実際に現場で働かされているスクールソーシャルワーカーの方々も問題意識を持っておられると思います。スクールソーシャルワーカーは、不登校になられて、実際に家にひきこもりがちになったお子さんたちに対して、家庭まで行って働きかけをするわけですけども、スクールソーシャルワーカーにそういう活動をしていただくことによって、本来であれば、不登校になった子供であっても、引き続き家庭に対して学校側、担任が働きかけをしていかなければならないですが、そこがスクールソーシャルワーカーにお任せのような状態に

なることを我々も懸念をしておりますし、現場の実態としてもそういった話を聞いたことがございます。スクールソーシャルワーカーが家庭に入って活動する際にも、いろいろと学校とも情報共有をしていただきながら活動をしていただくのが基本になると思います。そして、市町村の教育委員会に配置されている方もいらっしゃいますので、学校と、市町村の教育委員会、それだけではなくて、関係する機関とも情報を密にとりながら対応していただくことが基本かと思っております。

◎池脇委員 大体1人が1つの学校に毎日行っているわけじゃないですね。複数の学校を抱えて、週に1回か2回、しかも朝から晩までいらっしゃるわけでもない。そうすると、学校側も、先生方も、「あのんだれだろう」という結構冷たい視線があったり、そのあたり学校側の受け入れもうまくいっていないところも結構あるように聞くんですが、学校もソーシャルワーカーも入ってもらって、子供のために対応しようという事業ですから、そのあたりの部分は改善していかなくちゃいけないと思うんです。そのあたりはどうですか。

◎赤間人権教育課長 私どももスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの方もそうですけれども、例えばカウンセラーの方であれば、ある種一人職になるわけですので、学校の中で孤立をしないようにしなければならないということもございまして、実際にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでやっている方は、今、医療現場で実際に働いていて、それとかけ持ちでやっていただいている方もおられたり、あるいはそういう方ではないですけれども、専念してやっていただいている方もいますが、必ずしも待遇の面で十分な待遇がなされているわけではないと理解をしております。したがって、学校の中での活動が十分にできるように、活動時間、人数をふやしていくことも大事ですけれども、活動時間はしっかり確保する。学校側から見たときに、週に1回、あるいは2週間に1回、あるいは最悪の場合、月に1回とか、そういった形で時々来るお客さんのような形でとられないように、少なくとも一定の活動時間を確保する方向で私どもも努力をしていきたいと思っております。

◎金子委員 地域改善対策進学奨励事業費ですね。奨学資金返還相談員設置委託料について伺います。平成25年度末の返還対象の未納者の数、平成25年度に相談・助言をした人の人数、返還に応じた人数、それから返還免除の要件及び人数。これについてお聞きしておきます。

◎赤間人権教育課長 地域改善対策奨学資金の関係の未収になっている額ですけれども、まず、平成25年度末の状況で言いますと、これまでに貸与した総額が80億円ほどございます。そのうち、もう既に免除済みになっているものが49億円ございます。それから具体的に返還があったものが8億4,000万円ございます。具体的に未収でまだ回収ができていないものに関しては、4億7,000万円。残りの金額に関しては、今後償還期限が参りますので、これから返還対象になっていくという形になっております。

それから、実際に返還相談員がどういった活動をしているかということですが、平成 25 年度で申しますと 5 名の方が相談員という形で委託をさせていただいておりまして、平成 25 年度は 2,236 件の訪問を行っております。このうち、具体的に御本人に会って面談ができたものが 1,368 件です。そのうち、免除申請をするというお約束をいただいたものが 152 件、それから返還の約束をしていただいたものが 312 件で、いずれにせよ、戸別訪問という形で、非常に大変骨の折れる仕事ですが、返還相談員に大変な御努力をいただきながら、地道にこういった償還の作業を行っている状況です。

免除要件に関しては、生活保護基準の額がございまして、所得が生活保護基準の 2 倍までは県のほうで免除を行う形にしておりますので、その要件に当てはまる方であれば、免除申請を行っております。

◎金子委員 これは、毎年委託、こういう方に勧めておられるわけですか。

◎赤間人権教育課長 毎年度、委託をして実施をしております。

◎金子委員 こういう非常に経済の厳しい時期ですが、1,368 件面談して、900 件ぐらいが戸別訪問したけれど会えていない状況ですね。なかなか大変な業務ですが、公金もやはり借りた金です。そういう意識で早く改善をしていただきたい。次にまた償還、対象額がふえてくる。そしたら、今の状況で改善できるめどは持っておられるんですか。

◎赤間人権教育課長 おっしゃるとおり公金を出しているものですので、しっかりと回収をしなければいけないと理解しております。最初に私どもやらなければいけないと考えているのは、免除申請をしっかりとさせていただく。免除申請をしていただければ、大体 8 割ぐらいの方は要件に合致して免除ができるという形になっていることが多いですので、まずは状況を見ながら免除申請をしていただくといった形で未収金を減らす努力をしていきたいと理解をしております。

◎金子委員 私は逆だと思ふ。免除申請を勧めるのではなく、就業の問題もありますけれども、なるべく職業について返してくださいと。これが公平の理論じゃないですか。免除申請をしていただくと結果的には金が入らず未収金が減るということですが、それは数字のマジックだと思います。隣保館の話もありましたけれど、町民館ですか。生活相談もいろんなところでも置いておりますし、役場なんかも、社会福祉協議会も、今いろいろな形で携わっていますね。そういうことを踏まえて、やはり働いて戻すというほうに取り組むべきだと思います。未収金を減らすという数字のマジックでは、私は努力になっていないと思います。

◎赤間人権教育課長 非常に厳しい御指摘をいただいたと理解をしております。我々も相談員の話聞く中で、厳しい生活状況の中で暮らしておられる方が非常に多いと伺っております。そこは、やはりそういったものを改善していき、定職について、それをしっかりと返していただける支援というものを、行政として、これは教育委員会だけということでは

はないですけれども、福祉も含めて、しっかりと支援をしていくことがまずは重要だと思っております。その上で、それでも厳しい状況にある方もいらっしゃると思いますので、そういった方に対しては免除申請という手段がございますということで、お話ししていく形になろうかと思えます。

◎金子委員 なかなか難しい状況であろうと思えますけれども、年金6万円で税金を払いながら一生懸命生活をしている高齢者もいるわけです。公平の原則というものはかちっとやった上で、厳しいかもわからないですけれども、納得できる形で未収金を減らすのも結構ですし、そういう対応をしていただきたいと思います。要望して終わります。

◎加藤副委員長 1点だけ。このパンフレットの委託ですけど、片方は随意契約で、片方は指名競争入札で、これはどういったことでしょうか。

◎赤間人権教育課長 予定価格が100万円以上なので、それについては指名でやらせていただいているということです。

◎加藤副委員長 川北印刷が54万330円で随意契約、弘文印刷が83万7,900円で指名競争入札と記載していますが、この理由はどういったところでしょうか。

◎赤間人権教育課長 指名競争入札になっている弘文印刷につきましては、予定価格が100万円以上だったということですけれども、最終的に、入札によりましてこの83万7,900円という形になっているということです。

◎加藤副委員長 指名競争入札をする要件は100万円以上ですか。

◎赤間人権教育課長 100万円以上という要件になっております。

◎加藤副委員長 幾つか聞きたいですけど、まず2つに分けている理由から伺えますか。

◎赤間人権教育課長 これはパンフレットが2種類ございまして、一つは保護者用の啓発のリーフレットを作成しております。もう一つが児童生徒用に配付しますリーフレットという形で、2種類を作成しているために契約が2つに分かれているということです。

◎加藤副委員長 どちらがどちらですか。

◎赤間人権教育課長 上の川北印刷が保護者に関するリーフレットの契約、それから下の弘文印刷が児童生徒用のリーフレットに関する契約です。

◎加藤副委員長 それぞれ冊数はわかりますか。

◎赤間人権教育課長 具体的な冊数ですけども、保護者用のリーフレットが、国公立の小中高特別支援学校の小学校4年生以上の保護者を対象に配布をしております、8万3,000部です。それから、下の児童生徒用のリーフレットですけども、こちらも国公立の小中高特別支援学校すべての小学校4年生以上の児童生徒に配布をしております、作成部数につきましては11万2,000部です。

◎加藤副委員長 これは内容のデザインなんかも含めての委託ですか。印刷だけではないですよ。校正なんかも含めてですよ。

◎赤間人権教育課長 校正と、それから発送を含めて、印刷も当然していただきますけれども、校正と印刷と発送を含めて委託をしているということです。

◎加藤副委員長 先ほど 100 万円以上が規定であって、片方は指名競争入札ということでしたけれど、その内容からいって、随意契約をするべき内容なのかどうかというところはどうのようにお考えですか。

◎赤間人権教育課長 随意契約と指名競争入札で違いがございますけれども、随意契約につきましても複数の会社から見積もりをとって、その中で最終的には随意契約をしている形ですので、一定の形で競争はしているということです。

◎加藤副委員長 わかりました。最後にします。約半分が不用額になってるのは入札の見積もりが安かったと考えてよろしいですか。

◎赤間人権教育課長 そのようなことです。

◎西内（隆）委員 文化財課長は訂正の必要ないですか。さっきの、多分 100 万円とあの関係ですよ。

◎彼末文化財課長 基本的には、先ほど人権教育課長がおっしゃられたように、随意契約は 100 万円というラインがございます。100 万円で、さらに専門性があるということで、説明が足りませんで、すいませんでした。

◎土森委員長 質疑を終わります。

以上で、人権教育課を終わります。これで教育委員会を終わります。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。次回は 11 月 7 日金曜日に開催し、地域福祉部と農業振興部を行います。開会時刻は午前 10 時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(15 時 42 分閉会)